

確定申告のお知らせ

平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の期間は、2月16日（木）～3月15日（水）です。

1月4日（水）から、税務署窓口にて作成済みの所得税の還付申告書を提出できます。

【申告・納付期限】

○所得税・復興特別所得税及び贈与税
3月15日（水）

○個人事業者の消費税
3月31日（金）

マイナンバーが必要です

平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、また贈与税の申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

また、提出の際には本人確認書類（個人番号カードまたは通知カード・身元確認書類）の提示または写しの添付が必要です。

※個人番号カードをお持ちの方は、1枚で本人確認ができます。

※個人番号カードをお持ちでない方は、通知カードと運転免許証などの身元確認書類が必要です。

※代理または郵送で申告書を提出する場合もしくは税務署以外で提出する場合、本人確認書類の写しの添付が必要です。



申告に関する相談等

税務署内に申告書作成会場はありませんので、確定申告のご相談は左記期間にラスカホール会場をご利用ください。

▼開設期間 2月9日（木）～3月15日（水）※土・日除く。ただし、2月19日（日）、2月26日（日）は開場。

【相談受付】 8時30分～16時

【相談時間】 9時～17時

【提出のみ】 8時30分～17時

▼開設場所

平塚駅ビル6Fラスカホール

申告書の送付・窓口配布について

【確定申告書の送付について】

平成28年分の確定申告書は、1月下旬に発送の予定です。

平成27年分以前に確定申告書をパソコン（国税庁ホームページ等）で作成された方のうち、平成28年分も確定申告が必要だと思われる方には、税務署から申告書の送付に代えて、「お知らせハガキ」等により申告に必要な情報をお知らせいたします。

【確定申告書の窓口配布】

税務署では1月4日（水）から、役場税務課窓口及び国府支所では1月27日（金）～3月15日（水）（土日祝除く平日開庁時間）、確定申告書の配布を行います。

年金所得者の申告不要制度

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出することを要しません。（所得税還付を受けるためには申告が必要です。）ただし次のような場合は、

町・県民税の申告が必要です。

- ① 公的年金以外の所得がある場合。
- ② 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除がある場合。

国税庁ホームページの案内

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書の作成ができます。その場合は、印刷して書面で提出するか、e-TAX（国税電子申告・納税システム）を利用して送信・提出してください。

e-TAXは、インターネットを利用して、申告・納税等ができるシステムです。利用には事前の登録手続きが必要となります。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/>

※町の確定申告受付会場の日程等は広報2月号に掲載予定です。

問○確定申告について

平塚税務署 ☎（22） 1400

作成コーナーヘルプデスク ☎0570（01）5901

○町県民税の申告について

税務課 ☎内線253・254